



社長のための
経営雑学
新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

第279号

平成 30年 1月 22日(月)

発行 税理士法人KJグループ
〒536-0006
大阪市城東区野江4丁目11番6号
TEL (06) 6930-6388
FAX (06) 6930-6389

給与所得控除から基礎控除へ振替 基礎控除額を一律10万円引き上げ

2018年度税制改正の柱の一つは個人所得課税の見直しだ。給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替を図る。

具体的には、給与所得控除については、上限額が適用される給与等の収入金額を850万円(現行:1000万円)、その上限額を195万円(現行:220万円)に引き下げる。ただし、子育てや介護に対して配慮する観点から、22歳以下の扶養親族が同一生計内にいる者や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないような措置を講じる。

公的年金等控除については、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1000万円を超える場合、控除額に上限(見直し後の上限額195.5万円)を設ける。また、公的年金等収入以外の所得金額が1000万円を超える場合には控除額を10万円引き下げ、2000万円を超える場合には控除額を20万円引き下げる。

一方で、誰にでも適用される基礎控除については、控除額を一律10万円引き上げる。ただし、合計所得金額が2400万円を超える場合には、その合計所得金額に応じて控除額が遞減し、2500万円を超える場合には基礎控除はゼロとなる。この結果、基礎控除は、合計所得金額が2400万円以下の場合は48万円、同2400万円を超える場合は32万円、同2450万円を超える場合は16万円となる。